

様式第5-2 法第48条第1項第6号関係（地域森林計画区域の変更の協議関係）

森林法第5条第1項の規定によりたてられた
地域森林計画の対象とする森林の区域の変更に関する事項

（注）森林法の特例措置（地域森林計画区域の変更）を必要とする場合に記載すること。

協議に関する事項

単位 ha

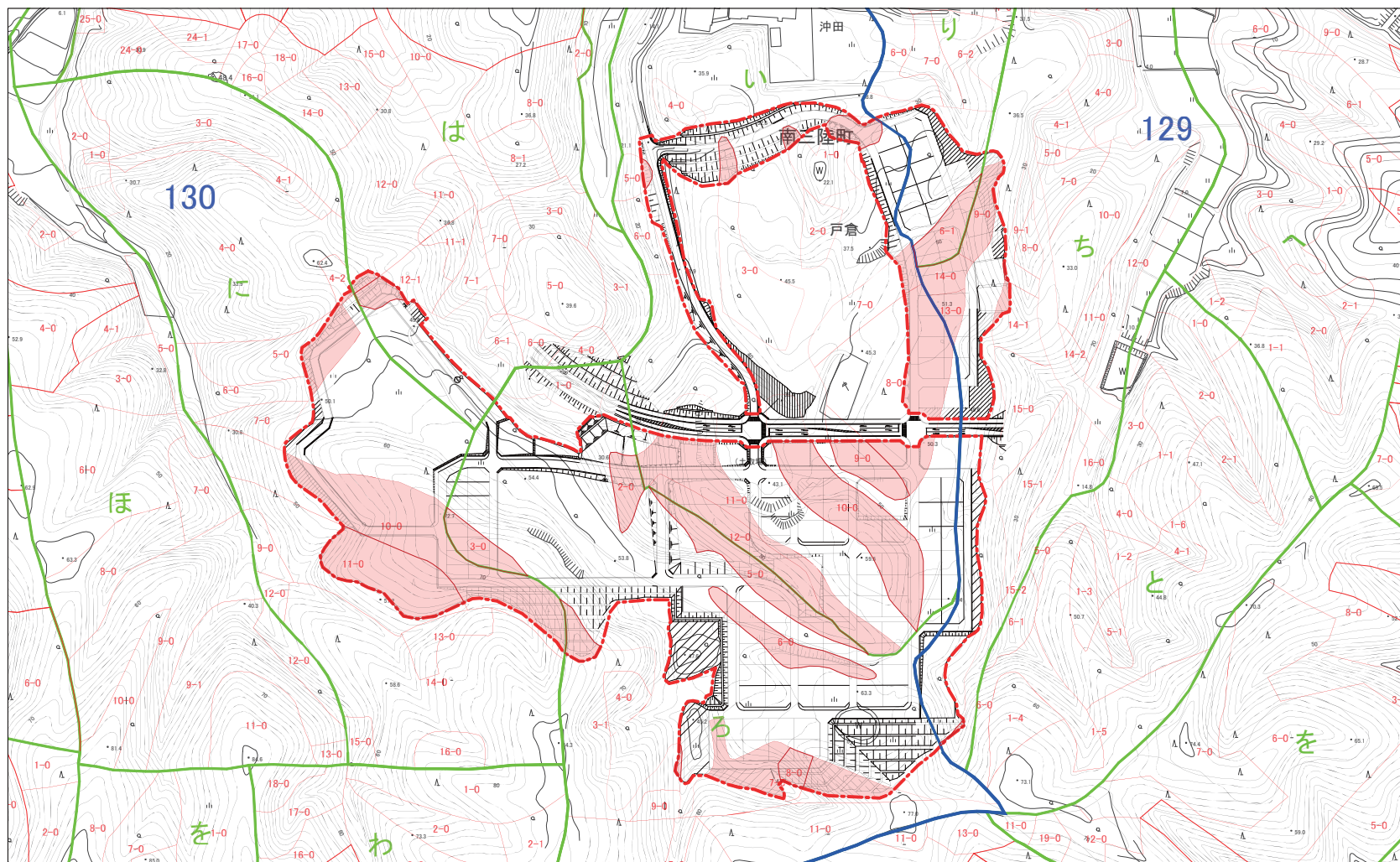
所 在				復興整備事業の 名称及び種類	面 積	備 考
市町村	大字	字	地番			
南三陸町	戸倉	宇津野	50	戸倉地区戸倉団地 防災集団移転促進事業	6.03	事業区域面積 14.12ha うち対象森林面積 6.03ha
南三陸町	戸倉	宇津野	87-1			
南三陸町	戸倉	宇津野	88-2			
南三陸町	戸倉	宇津野	105			
南三陸町	戸倉	宇津野	111-66			
南三陸町	戸倉	小涼	54-1			
南三陸町	戸倉	沖田	53-2			
南三陸町	戸倉	沖田	53-4			






- 注1 地域森林計画区域の変更を要する土地の範囲は、復興整備事業の実施により、森林を他の用途に供する箇所又は他の用途の土地を森林とする箇所とする。
- 注2 所在欄は復興整備事業の実施区域ごとに地域森林計画区域の変更を行う箇所の所在を記載する。
- 注3 復興整備事業の名称及び種類欄には実施する復興整備事業の名称及び種類を記載する。
- 注4 面積欄には、事業区域のうち、地域森林計画区域の変更を行う面積を記載する。なお、面積は、小数第2位まで記載し、第3位以下を四捨五入すること。
- 注5 備考欄には、事業区域のうち地域森林計画の対象とする森林の面積などその他必要な事項を記載する。

添付書類

- 1 復興整備事業の名称及び種類を明示した実施区域及び地域森林計画区域の変更を要する土地の区域を記載した森林計画図
- 2 土地の形質の変更を行う区域、施設又は工作物の種類ごとの位置が記載された図面（森林を他の用途に供する場合に限る。）
- 3 復興整備事業に関する事項が記載された書面

戸倉地区戸倉団地 防災集団移転促進事業 実施区域等を明示した森林計画図



	防災集団移転促進事業 区域
	地域森林計画の変更を 要する区域
	林班
	小班群界
	小班・枝番

0 50 100 200 300 400 500m

1:5000

様式第5-2 添付書類（復興整備事業に関する事項が記載された書面）

事業概要

事業名称	戸倉地区戸倉団地 防災集団移転促進事業					
事業目的	東北地方太平洋沖地震による被災地区の移転先として、住宅用地や、益施設用地および団地への取付道路を整備し、安全で快適な高台住宅団地の形成を図ることを目的とする。					
事業期間	平成24年度～平成27年度					
面積(ha)	事業区域面積 ※図上求積による		14.12ha			
	地域森林計画区域を 変更する面積 ※森林簿による		6.03ha			
用地面積(ha) ※図上求積による	用地の現況 転用後の用途		地域森林計画 対象民有林	その他	計	比率
	一般住宅		1.16	1.98	3.14	22.24%
	道路		0.99	1.73	2.72	19.26%
	造成法面		0.64	1.18	1.82	12.89%
	公園		0.69	0.57	1.26	8.92%
	緑地		0.30	0.78	1.08	7.65%
	公共公益施設		0.76	0.47	1.23	8.71%
	災害公営住宅		0.26	1.05	1.31	9.28%
	教育文化施設		0.31	1.25	1.56	11.05%
	計		5.11	9.01	14.12	100.00%
比率		36.19%	63.81%	100.00%		
林況 ※ 図上求積による ※ 林齢は平成25年度現在	樹種	面積(ha)	林齢(年)	樹種	面積(ha)	林齢(年)
	スギ	1.07	48～61	アカマツ	1.84	49～52
	カラマツ	0.42	48～49	その他広葉樹	1.78	29～70
地形	標高:約30m～50m 平均傾斜度:約1.5°～3° 地形の特徴:中央部に大きな沢があり、沢の西側から南側の標高49～54mの平坦部を挟んで標高63～72mの小丘陵を有した尾根がある。平坦部は尾根部と沢に挟まれた地形となっている。また、沢の上流部の南側には標高78mの山があり、北の志津川湾に向かって傾斜した地形となっている。					
地質	主に風化粘板岩を基盤として、表層から1m～10mは礫混じり粘性土、有機質混じり粘性土、強風化粘板岩、10m以下は風化粘板岩、弱風化粘板岩などに覆われている。					
周辺地域への影響及び生活への配慮等	<p>計画造成高は、北下がり地形のため、各住宅地への日照を考慮し、街区内でできる限り高低差が出ないような計画とする。周辺に田畑はないため、用水・利水への支障は生じないものとする。</p> <p>雨水排水について、地区内に降った雨水は速やかに側溝により排水し、地区外に新設水路を整備し、現況水路(一部改修)を経て海へ放流する。汚水排水については、戸建住宅別に合併浄化槽により規定の水質基準以下に浄化処理を行った後、団地内の道路側溝に排水する。</p> <p>防災対策として、工事中は板柵工、仮排水路、沈砂地、暗渠排水等を設置し地区外への濁流、土砂流出を防止する。施工後の集水面積や法面積が大きい宅地盤については法肩に防災小堤を設置し、法面への雨水流出を抑制し、雨水による洗掘や侵食を防止する。法面の保護工として、植生基材吹付けを行うとともに、小段側溝、縦排水溝、集水マスを設置する。</p>					

※ 「地域森林計画を変更する面積」は、開発に係る森林簿面積を基に集計した面積で、「用地面積」は図上求積による面積で、一致しない。

※ 「転用後の用途」は、添付図面「土地利用計画図」と整合するよう、宅地、公共用地等、道路、水路、法面、公園・緑地、公共用地等に適宜区分して作成する。

戸倉地区戸倉団地 防災集団移転促進事業 土地の形質の変更を行う区域図

